5 章　景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

（景観法第 8 条第 2 項第 3 号関係）

1. 景観重要建造物の指定の方針

本市の景観形成において重要な資源であるとともに、特に保全・活用が必要な建造物または建造物と一体となっている空間について、景観重要建造物として指定します。

◆ 景観重要建造物の指定の基準

指定にあたっては、次の条件を満たすこととします。

① 道路等の公共空間から容易に見ることができること
② 所有者及び管理者の合意が得られたもの
③ 以下のいずれかの観点から熊谷の景観を特徴づけるものであることが認められるもの
- 熊谷市景観計画に示す方針のモデルとなる公共公益施設や民間の建造物
- 建造物の外観が歴史的な様式を継承しているものや、文化的に重要な役割を担うもの
- 市民等から景観形成上重要なものであると指定の要請がなされたもの

◆ 景観重要建造物の指定の手続き

指定の際には、景観審議会等の意見を聞くこととします。

また、所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用等に係る事項を定めることとします。

2. 景観重要樹木の指定の方針

本市の景観形成において重要な資源であるとともに、特に保全・活用が必要な樹木または樹林について、景観重要樹木として指定します。

◆ 景観重要樹木の指定の基準

指定にあたっては、次の条件を満たすこととします。

① 道路等の公共空間から容易に見ることができること
② 所有者及び管理者の合意が得られたもの
③ 以下のいずれかの観点から熊谷の景観を特徴づけるものであることが認められるもの
- 地域の目印・シンボルとなっているもの
- 樹容が景観上の特徴を有するもの
- 市民等から景観形成上重要なものであると指定の要請がなされたもの

◆ 景観重要樹木の指定の手続き

指定の際には、景観審議会等の意見を聞くこととします。

また、所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用等に係る事項を定めることとします。